

岩美町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年3月10日(木) 午後1時30分～午後3時30分

2. 開催場所 岩美町中央公民館2階 研修室4、5

3. 出席委員

●農業委員12人

会	長	山	本	淳 (14番)
委	員	1番	福石	幸生
		2番	大森	正良
		3番	上田	陽一
		4番	藪内	孝博
		6番	米村	進司
		8番	寺尾	孝則
		9番	岸本	利博
		10番	賀山	圭子
		11番	北村	凱男
		12番	山本	一美
		13番	飯野	幸義

●農地利用最適化推進委員6人

	15番	横田	光男
	16番	宮本	裕澄
	17番	河本	俊一郎
	18番	小谷	幸次
	19番	藪田	俊博
	20番	上田	芳夫

4. 欠席委員(2人)

	7番	濱崎	智熙
	5番	上根	慶万

5. 議事日程

日程第1 開会

日程第2 会長あいさつ

日程第3 議事録署名委員の決定

2番 大森 正良

3番 上田 陽一

日程第4 報告事項

①前総会(2月10日)のてんまつ

②農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第5 議事

①議案第1号 農地法の適用を受けない土地の認定について

- ②議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による農地の権利移動にの許可について
- ③議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書の審議について
- ④議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可事業計画変更申請の審議について
- ⑤議案第 5 号 耕作放棄地に係る農地法の適用を受ける土地か否かの判断について
- ⑥議案第 6 号 令和 3 年度農用地利用集積計画第 1 0 号について
- ⑦議案第 7 号 令和 3 年度農用地利用配分計画第 1 2 号について

日程第 6 その他

- ① 3 月分農業委員報酬について
- ②令和 3 年度利用意向調査について
- ③農業委員会の最適化活動の推進について
- ④農業委員会だより 1 7 9 号について
- ⑤農業委員への女性登用について
- ⑥令和 4 年度総会日程について
- ⑦令和 4 年度産業建設課農林係事業について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	飯 野 健 治
局 長 補 佐	前 田 悟 史
主 任	西 川 恵

事務局	<p>それでは、総会の成立について報告をさせていただきます。</p> <p>本日の出席委員14名中12名ということでございます。上根委員、濱崎委員が欠席ということですが、定足数に達しておりますので、総会の成立をご報告させていただきます。</p>
事務局	<p>それでは、山本会長がご挨拶をいたします。</p> <p>皆さんこんにちは。ここ二、三日、ちょっとええ天気が続いてますけども、先だってまでのあの寒さは本当に身にしみて、うそみたいな天気が続いておりますけども、これから農作業に向けて順調に天気が続くんでないかなあというふうに思っております。</p> <p>それから、今国のほうでは農業基盤整備強化促進法の改正が国会に提出されております。来年の4月施行に向けて、これからの方針についていろいろ言ってくるんじゃないかなあというふうに思っておりますけれども、集積、集約に向けての手續なり、考え方について、また皆さんと一緒に協議していく必要があるように感じております。今後ともよろしくお願いたいなあと思います。また、4月からは農作業が始まりますけれども、機械の事故のないように気をつけていただきたいなというふうに思います。自分自身も含めてでございますけど、気を引き締めていかなきゃいかんというふうに思っております。</p> <p>それでは、挨拶のほうはこれぐらいにさせていただきます、議事のほうに入らせていただきます。</p>
議長	<p>それでは、議事録署名委員の決定ですけれども、いつものとおり私のほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>それでは、2番の大森委員さんと3番の上田委員さん、よろしくお願いをします。</p>
議長	<p>それでは続きまして、日程4の報告事項に入らせていただきます。</p> <p>前総会のでんまつ、それから第18条第6項の通知について、事務局の</p>

説明をお願いします。

事務局

それでは、報告事項1、2につきまして、西川より説明をさせていただきます。

事務局

そうしますと、1つ目ですけれども、3条の許可の取消しということで、1件3筆ということで、浦富地内の土地について令和3年12月に許可していた3条申請について取消しを承認いただいております。2月10日付で農業委員会に許可をいただきまして、2月14日付で送付をしております。

それから、2つ目ですけれども、農用地利用集積計画第9号ということで、5件9筆の申出についてお諮りし、決定いただきました。2月14日付で町のほうで農用地利用集積計画として公告をしております。

それから、3つ目ですけれども、農用地利用配分計画第11号ということで、町から意見を求められました農地中間管理事業に係る12件225筆についてお諮りしました。この件に関してですけれども、****さんの配分の筆1件6筆あったんですけれども、そちらについて現状耕作していない状況があるということで、本人のほうに令和4年春、この春からの耕作の意思を確認の上で権利設定を行うということで意見がございました。これを踏まえて資料1をご覧くださいたいんですけれども、耕作の意思を再度確認の上、権利の設定を行うことという意見を付しまして2月14日付で町のほうへ回答しております。この通知を受けまして、町と振興公社を通じて本人に意思確認をしましたところ、この春からは該当筆では星空舞と地力作物、あとソバを作付するということで、耕作の意思があるということを確認させていただきました。それとともに、作ることは当然ですけれども、しっかりとほかの筆についても管理を行うように指導のほうを行いました。この意思を受けまして、後ほど議案第7号になるんですけれども、そちらで当該6筆についても改めてお諮りする予定としております。

それから、4つ目ですけれども、農作業標準料金の決定ということで、令和4年度の農作業標準料金について事前に農地部会で検討していただいた農作業標準料金の案についてお諮りし、決定いただきました。こちらの農作業標準料金と先月承認いただきました農地の賃借料情報については、町のホームページに掲載をしておりますし、今回配付してあります広報いわみの4月号と一緒に配付する予定の農業委員会だよりも掲載する予定としております。

そうしますと、てんまつのほうは以上で、続いて4ページ、5ページの18条6項の規定による通知についてです。

今回、18条6項の規定による農地の賃貸借契約の解約通知は6件9筆を受理しております。番号の1番から5番については、基盤法から中間管

理事業へ移行、または耕作者の変更のための解約となっております。この後の配分計画で、1番は基盤法から中間管理事業へ移行ということで、同じ**さんが耕作する予定ですし、2番から4番については****さん、5番は****さんへ配分予定となっております。それから、番号の6番から9番ですけれども、こちらは耕作者の変更による解約で、この後の配分計画でそれぞれ6から8は****さん、それから9番は****さんへ配分予定となっております。

報告は以上となります。

議 長

報告が終わりました。
何か質問がありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、議事のほうに入らせていただきます。

議 長

それでは、第1号議案「農地法の適用を受けない土地の認定について」、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第1号「農地法の適用を受けない土地の認定について」。

下記の通り非農地証明申請書を受理しましたので、申請の土地は現況が農地法に規定する農地以外の土地であることの認定を求めます。

西川より説明をさせていただきます。

事務局

今回は、2件7筆の非農地証明申請書が提出されて、受理しております。

1件目ですけれども、1番です。申請者は大谷の****さんです。申請地は大字大谷****で、登記簿上は畑となっておりますが、現況は原野となっております。面積は8.01平米です。20年以上耕作しておらず、雑草等が生い茂り耕作できる状況にないとのことで、署名は寺尾委員にいただいております。場所については、資料2のほうです。見づらいですけれども、資料2の1ページに右下のほうに赤く小さく印をつけております。保育所の右下といいますか、小さいですけれどもこの辺りです。現況については、次の2ページに写真を掲載しております。

それから、2件目ですけれども、申請者は浦富の****さんです。申請地は大字相谷****です。2番、3番は登記簿上は田ですけれども、現況は原野、

それから4と6と7は登記簿上は畑ですが、現況は山林、それから5番は登記簿上は田ですが、現況は山林となっております。場所についてですけども、3ページです。相谷の一番奥になりますが、固まったところですが、ちょっと引きの図だと見づらいなので、4ページのほうには現況写真ということで航空写真と5ページのほうには現地の写真を掲載しております。周囲が山林で耕作条件が悪いため、耕作をしておらず、山林化または原野化しているとのことで、署名のほうを上根委員にいただいております。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

質疑を求めたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いします。

よろしいですか。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決のほうをさせていただきます。

議案第1号「農地法の適用を受けない土地の認定について」、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成でございましたのでお願いします。

議 長

それでは、議案第2号「農地法第3条の規定による農地の権利移動の許可について」、事務局、説明をお願いします。

事務局

続きまして、議案第2号「農地法第3条の規定による農地の権利移動の許可について」。

農地法第3条の規定による農地の権利移動について、下記のとおり許可申請書を受理しましたので、許可について採択を求めます。

事務局

そうしますと、議案資料は8、9ページと、あと資料3を基に説明いたします。

今回は1件2筆の申請を受理しております。

申請地は大字陸上****、こちらは面積が291平米、それから同じく陸上****、面積が81平米、登記地目は畑となっております。申請者は、譲受人は岩美町陸上の****さん、それから譲渡し人は鳥取市の****さんです。

こちら売買による所有権移転となっております。場所については、資料3の裏面2ページです。赤く囲った部分が今回申請地です。隣接しています、もう一つの畑として一体となって利用されております。経緯としては、以前から売買の話はあったそうですが、登記名義人の変更がこの譲渡し人のひいおじいさんの代からできておらず、このたび登記が完了したことをもって今回の申請に至ったということです。

それから、資料2の1ページのほうにそれぞれ農地法と岩美町農業委員会のほうで定める基準に適合しているかどうかを確認させていただきました。適合しているということで確認させていただいております。

それから、申請地の現状及び今後の予定ですが、現在は野菜が作付されていますけども、今後も引き続き野菜等を作付して栽培していくとのことです。

簡単ですけども、以上です。

議長

説明が終わりました。

質疑を求めたいと思います。質疑のある方、挙手をお願いします。よろしいですか。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、採決をさせていただきます。

議案第2号「農地法第3条の規定による農地の権利移動の許可について」、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成でございましたのでお願いします。

議長

それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」、事務局、説明をお願いします。

事務局

続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」。

農地法第5条第1項の規定による農地の転用を伴う権利移動について、下記のとおり申請書を受理しておりますので、知事に進達するため、委員会の意見を求めます。

西川より説明をさせていただきます。

今回は5条を1件受理しております。

申請地のほうは大谷****、登記、現況とも畑となっております。面積は431平米で使用貸借による権利設定です。借受人は鳥取市****さん、貸渡人は岩美町大谷の****さんです。貸渡人さんは借受人のおばあさんに当たるようでして、祖母名義の土地を借り受けて孫が住居を建築するということです。資料4の2ページに申請地の位置図をつけております。赤色で囲った部分ですけども、大岩保育所の南側です。そちらのほうになります。

ここから説明資料4の1ページで行いますけども、1番から3番は先ほど説明しましたとおりで、転用目的の部分です。一般住宅の建築ということで、木造2階建て1棟の駐車場2台分となっております。転用目的の必要性等ですけども、借受人は現在鳥取市内のアパートに住んでるんですけども、子供さんが生まれて手狭になってきたので子供の小学校、保育園までの距離であるとか、将来両親が大谷に住んどられるそうなので、そちらの介護等を考えて生まれ育った岩美町に建築しようと考えられたそうで、こちらの申請地以外に宅地や雑種地といった土地を検討したそうですけども、所有者から同意が得られないなどの理由で断念しまして、今回祖母所有の土地を申請地として選定したそうです。

続いて、5番の立地基準ですけども、農地区分です。こちらは農業公共投資の対象農地で、第1種農地です。7番にも書いておりますけども、昭和55年に施行された日比野山地区の畑地圃場整備の対象農地となっております。第1種農地ではありますけども、近隣には大岩保育所と岩美西小学校、宅地等も多く存在し、転用許可根拠は集落接続となります。

それから、営農条件ですけども、資料4の3ページも併せてご覧ください。申請地の北側は公衆用道路で、南側には畑と宅地、それから西側は畑、それから東側は貸渡人所有の畑となっております。

それから次に、一般基準のほうですけども、他法令許可は建築確認が必要ですが、許可見込みとのことですが。

それから、規模の妥当性ですが、4ページに土地利用計画図をつけておりまして、住宅1棟、建築面積89.43米を建築して、あとは住人用2台の駐車スペースと残りは庭として利用する計画となっております。土地利用計画図から、妥当な規模となっております。

それから、3番の被害防除計画ですけども、申請地は0.5から1.2メートル盛土整地を行います。盛土が1.2メートルと高いですけども、こちらについて資料の5ページです。こちらに盛土の整地断面図をつけています。南側に宅地があるんですけども、そちら側に向かって下がっておりまして、こちら側を1.2メートル盛土して、北側の道路と接しているところ以外、西、東、南、こちらについてはL型擁壁を設けて土砂の流出

を防ぐとのことです。それから、雨水は自然流下ですし、汚水については公共下水道へ接続します。それから、施設と隣地との距離を3メートルから7メートル離して建築して日照、通風に配慮するとのことです。

それから、資金調達計画ですが、必要経費としてと埋立て整地費が****円、建築費が****円ということで、総額****円となっております、それ以上の額****円の山陰合同銀行の融資証明書が添付されております。

あとは、農業公共投資の部分ですが、こちらについては先ほど説明したとおり、日比野山の畑地の圃場整備事業の対象地域です。

説明のほうは以上となります。

議長

説明が終わりました。

質疑のある方、質疑を求めます。

11番

所有者の****さんは実際農業をやっとらんでしょう。それだったら、**さんが農地転用の申請を出すのが先じゃないかというんが1点と、そうすれば、そこで農地でなくなるわけですけえ、5条じゃないと思うような気がするんですけど。

事務局

回答をさせていただいてもよろしいでしょうか。

北村委員さんがおっしゃるのは所有者が農地転用をして畑じゃなくすればいいんじゃないかということですか。そうすると、実際農地転用の事業目的である住宅を建てるということ自体を所有者がする場合だったらいいんですけども、住宅を建てるのはあくまでお孫さんなので、事業者はお孫さんになるんです。なので、所有者の農地を孫が事業者として転用するという形なので、5条転用になるという形です。北村委員さんがおっしゃる方法で所有者が所有者の畑に家を建てるということであれば、4条申請でいけるんですけども、今回の場合は所有者とはまた別の方が建てるということで5条申請という形になっております。

1番

1番です。つまり、建てた建屋については登記上の所有者がお孫さんになってるんですよ。土地はおばあさんということですね。

事務局

そうです。

1番

だからこそ5条ということですね。

事務局

そうです。実際その農地で事業をするのが誰なのかというところで区分けをするようです。

1 1 番 転用理由にならんということだな。

事務局 所有者のほうがするってことですか。

1 番 つまり、建屋のほうをおばあさんの名義にするんだったら4条になるかもしれないけど、建屋の名義がお孫さん。だから5条申請になるということですね。

事務局 そうです。

議 長 よろしいですか。

1 1 番 それでも分からん。畑を譲渡するんならわかるけど。

事務局 使用貸借の部分ですか。

1 1 番 使用貸借だけでな。本人が農地でなくしてしまったら、それを貸しますということで良いと思うが。

事務局 だけども、農地でなくするというためには何らかの事業が必要であって、その事業をするのが誰なのかというところで判断をすると、所有者が家を建てますよっていうことであれば所有者の申請でいいんですけども、今回はお孫さん、第三者がするので5条転用になるということです。いいでしょうか。使用貸借だったとしても、事業者が誰なのかというところで。

議 長 いいですか。よろしいですか。ほかにありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、採決のほうに入らせていただきます。
議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。賛成多数で可決されましたので進達のほうをお願いします。

議長

それでは続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可事業計画変更申請書の審議について」、事務局のほう説明をお願いします。

事務局

議案第4号「農地法第5条の規定による許可事業計画変更申請書の審議について」。

平成31年1月28日付で、農地法第5条第1項の規定による許可を受けた転用事業について、下記のとおり事業計画変更申請書を受理しておりますので、知事に進達するため、委員会の意見を求めます。

西川より説明をさせていただきます。

事務局

そうしますと、今回平成30年度に許可を受けた浦富の5条転用事業計画変更申請書の提出を受理しております。このたびの案件ですけれども、実は既に変更した内容で建物等を建築済みでして、県に対応を確認したところ、追認ということで事後ですが許可をいただけたらということになっております。

経緯としましては、令和3年3月4日付で農業委員会事務局のほうから進捗状況報告書がまだ未提出のものへ督促文書を発出しましたところ、令和3年4月12日付で転用事業者が来所して状況報告書提出の際に建て売り住宅の予定の部分が17区画から16区画に変更となると、あともう一つ、アパート1棟の建築から建て売り住宅1棟の変更となる、変更後は建て売り住宅17棟の建築となるというようなことが報告されて、無断転用が発覚したところでした。当日付で、事務局のほうで現地を確認して報告内容となっていることを確認しました。転用事業者のほうへ農地法の手続が必要であることを指導するとともに、今後このようなことがないように指導して、まずは事業計画変更の申請をしていただくように指導をしてきまして、先日令和4年2月17日付で今回の変更申請とてんまつ書を受理しました。

説明のほうは資料5を基に行います。

1ページ目は、こちらのほうは当初の平成30年度に出た許可申請時に総会資料としたもので、このたび変更となる部分を赤字として入れてあります。土地の所在なんですけれども、こちらはもともとは1358という一つの畑でした。9ページの図面を見ていただくと分かりやすいかと思うんですけれども、1358と赤く塗ってあるところが申請地、それから併せて1359と1371-1という、これは農地ではない部分だったんですけれども、併せての転用を申請していたものでした。

今回の分については、ここからさらに分筆がされておまして、該当となる箇所は1358番2、1358番22、1358番の11と1358

番の12という4筆に係る変更申請となっております。全部で23筆に現在はなっております。全体としては3,260平米なんですけども、この4筆の面積は682.55平米ということです。

それで、転用事業者については変更なく、鳥取市の不動産業となっている****です。今回の変更箇所でもある転用目的ですげとも、もともとは建て売り住宅17棟とアパート1棟、あとは駐車場が40台分、その他、ごみ置場とか公園などであったものから、建て売り住宅17棟とそれに付随して駐車場が34台に少なくなっています。

資料4ページをもう一度見ていただきますと、上の図が当初の計画、下が変更後です。変更前は、まずは1358-22と1358-2の部分ですけども、狭い区画のもので建て売りをということでしたけども、下を見てもらったら分かりますけど、1358-22と1358-2を一つにして広い区画にして1棟を建築するというもの、それから1358-11と12、こちらにはアパートが建つ予定でしたけども、こちらも一つにして大きい住宅建てるというようなことに変更をされたようです。

今回、無断転用に至った経緯なんですけども、当初は1区画当たり80から120平米の区画で建て売り住宅17棟とアパート1棟を計画してたんですけども、アパート需要が少ないことであるとか、郊外なので広めの住宅を希望される方が多いということで判断されて、アパートではなく、広い区画の住宅建築を計画したとのことでした。

転用事業者のほうは、区画の変更であるとか建築する建物の種別、今回の場合はアパートから戸建てってということなんですけども、そういう変更が改めての許可が必要となるということを確認されていなかったようで、そのまま変更許可を得ずに事業を実施してしまったとのことでした。

1ページに戻りますけど、立地基準については当初の変更なしで第3種農地です。農地区分決定根拠については資料9ページに当初のものですが、掲載しております。住宅用・公共施設等が連単している区域内にある農地で、原則許可の場所となっております。

営農条件から他法令許可については変更ありません。

規模の妥当性のところは、建て売り分譲住宅17区画になったということのところでは、この変更となる区画、2つ家が建ってるんですけども、こちらのこの区画自体も土地利用計画図を5ページから8ページに載せてます。

5、6ページに載せてるのが左上に当たる2区画を1区画にして建てた建て売り住宅のほうの分ですし、7ページ、8ページがアパートが建つ予定だったところに1棟建て売り住宅を建てたものとなっております。どちらも、建物1棟と2台分の駐車場と残りは庭として利用されて、土地利用計画図としては妥当なものだと判断します。

被害防除計画について変更はなく、周辺農地への影響はないと思われま

資金計画についても、追加資金は必要ないとのことで、当初の融資額で賄えるとのことでした。

説明のほうは以上です。

議 長

説明が終わりました。

質疑を求めたいと思います。質疑のある方、挙手をお願いします。ありませんか。

1 1 番

1 1 番ですけど、どこかで見た名前の転用案件だったなあと思っていたら、畑だったところですよ。

事務局

今回、判明したのは施行状況報告なり、完了報告の督促を去年からやっ
ていまして、それで発覚したんですけども、それに加えて夏に皆さんに利
用状況調査を実施してもらうんですが、そのときに転用の経過も見ていく
ことが必要なのかなと感じておりますので、皆さんよろしくお願いいたし
ます。

議 長

よろしいでしょうか。ほかにありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

それでは、ないようですので、この変更について4号議案の「農地法第
5条の規定による許可事業計画変更申請書の審議について」、賛成の方の
挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。賛成多数で可決されました。進達のほうをお
願いをします。

議 長

それでは、議案第5号「耕作放棄地に係る農地法の適用を受ける土地か
否かの判断について」、事務局のほう説明をお願いします。

事務局

続きまして、議案第5号「耕作放棄地に係る農地法の適用を受ける土地
か否かの判断について」。

別紙の土地が農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かにつ
いて判断を求めます。

西川より説明をさせていただきます。

このたび大字洗井の321筆の耕作放棄地について上げさせていただいております。

最初に、資料の13ページのほうをご覧くださいんですけども、こちらのほうに先月の総会で改正させていただいた利用状況調査等に係る非農地事務取扱要領を載せております。資料6の13ページです。

この中で、第3の再生利用が困難な農地の非農地の判断にある手順で今回の農地判断を進めております。

1の農地部会による精査については、1月25日に開催の農地部会で協議をいただいております。農地部会の協議の中で、先月総会でも報告させていただいたんですが、15ページの別表5の所有者等が不明の農地についての扱いが書いてあるんですけども、この中で原則として非農地判断を行わないとなっているんですけども、現況を見てみると、明らかに山林化または原野化してしまっていて、農地法第2条に規定される農地とは到底言えない状況にある筆と言えるので、そういう筆については農地として残しておくよりも、所有者に通知とか、登記地目の変更までは行わないけれども、非農地判断はを行うということで進めています。要は、非農地判断を行うというのは農地台帳から削除する、山林なり原野に変えて農地台帳上からは削除するというようなことです。

資料の13ページに戻りまして、農地部会の中でそのような協議がなされた後、要領の第3の2、非農地判断に係る事前通知というものを書いてありますけども、こちらの分の事前通知を先ほど言った所有者不明農地以外の所有者に事前通知し、意向を確認しました。所有者が判明した311筆の所有者には送らせていただきまして、その結果、本人申出により、非農地にしないしてほしいとの申出がありました。その上の青くしている分が所有者不明等の農地となっております。10筆あります。今回については、1ページから11ページ、303筆ですけども、こちらの303筆と所有者不明等の農地10筆について非農地判断の検討をしていただきたいと思います。

場所についてですけども、11ページと12ページに地図をつけてますが、11ページのほうは非農地判断を行う筆、それから12ページのほうには非農地としない筆を載せています。11ページのほうを見ていただきますと、対象農地についてはピンク色で掲載しています。緑色は農振農用地になりますが、2筆あります。こちら農振農用地については、次回の農振の検討をする際に農振から外すということで、非農地判断自体は可能ということですので、こちら併せて非農地判断を検討していただきます。それから、青く塗っている筆ですけども、こちらが所有者不明の農地となります。こちらの筆は、事前通知は行ってませんが、登記地目の変更ま

ではないけども、非農地判断をしましょうという筆です。

それから、12ページのほうですけども、こちらは本人申出で非農地としないしてほしいというようなところで言われている筆を掲載しております。

結論的には、313筆について非農地判断をしていただきたい、協議を行っていただきたいということになります。

ちなみに、今後の流れとしましては、14ページに載せてますけども、本日の総会で非農地判断をした後に、所有者と関係各所、県なり、東部農林なり、法務局なりに非農地通知を発出します。所有者不明の農地10筆を除いた303筆については、税務課を通じて登記地目の変更を法務局のほうへ依頼しまして、登記地目も併せて変更します。それから、所有者不明の農地10筆については、農地台帳上のみ山林、原野に変更し、登記はそのままとします。非農地判断しない8筆については、農地台帳上も登記簿上もそのまま農地というようなこととなります。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

質疑のほう、ありましたら。

12番

非農地判断しないっていう山林、それに関しては作っとるとかというような状況ですか。

事務局

3名の方から申出があったんですけども、家の近くで非農地とは言えない場所であると言われた方があったり、あとは詳しい話はされなかったんですけども、農地のままにしておいてほしいというような申出でした。

12番

はい、分かりました。

議長

よろしいですか。面積が11町分。

議長

全体、40の農地で900ヘクタールが農業委員会の台帳に900ヘクタール、そのうち洗井だけで11町分あるんですね。承知しといていただきたい。よろしいでしょうか。

16番

16番です。農振農用地というのが緑の色で塗ってあるんですけど、そのあたりは農振除外されていると思うんですが。

事務局

今回対象となっている筆の中では、確認しましたら、この2筆だけが農振農用地で、あとは圃場整備されているかもしれないですけども、農振か

<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>らは外れていました。</p> <p>そのほか、ありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>では、ないようですので、採決をさせていただきます。 議案第5号「耕作放棄地に係る農地法の適用を受ける土地か否かの判断について」、原案のとおり賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございました。全員賛成でございます。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p>	<p>議案第6号に入らせていただきます。「令和3年度農用地利用集積計画第10号について」、事務局の説明をお願いします。</p> <p>続きまして、議案第6号「令和3年度農用地利用集積計画第10号について」。</p> <p>別紙、令和3年度農用地利用集積計画の利用権設定について、委員会の意見を求めます。 西川より説明をさせていただきます。</p> <p>今回の農用地利用集積計画では、利用権設定20件の決定を求められています。</p> <p>14ページに申出書の一覧を載せてますけども、1番から3番について相対、その後17件が機構への貸付分となっています。</p> <p>15ページのほうには、相対の各筆明細をつけております。賃借権によるものは今回はなくて、使用貸借によるものが3件3筆、3,435平米となっております。</p> <p>次の16ページ、17ページは機構分の各筆明細となっております。この中で中間管理事業で貸借期間満了で更新するもの、あとは基盤法を合意解約して機構のほうへ移行となったもの、あとは自作地であったものを機構に貸し出すものとなっております。賃借権によるものが15件30筆、4万891平米、それから使用貸借によるものが2件6筆、5,225平米となっております。</p> <p>今回の案件について審査しましたところ、農業経営基盤強化促進法第1</p>

8条3項の要件に該当するものであり、適当であると考えています。
説明は以上です。

議 長 今回の利用権設定について質疑等を求めます。
よろしいですか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは、採決とさせていただきます。
議案第6号「令和3年度農用地利用集積計画第10号について」、賛成
の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございました。全員賛成です。

議 長 では第7号議案のほうに入らせていただきます。「令和3年度農用地利
用配分計画第12号について」、説明のほうをお願いします。

事務局 議案第7号「令和3年度農用地利用配分計画第12号について」。
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、
農用地利用配分計画の案について岩美町長より協議がありましたので、委
員会の意見を求めます。
西川より説明をさせていただきます。

事務局 今回19ページから25ページに配分計画の各筆明細を載せています。
26件197筆、29万8,182平米について意見を求められています。
資料7に、このたび配分される筆と配分予定者を色分けした地図をつけ
ております。
それから冒頭、先月総会のでんまつのところでも説明させていただきました
けども、****さんについては25ページ、一番最後ですが、26番に
6筆を載せさせていただいております。
説明のほうは以上です。

議 長 では、順番にさせていただきたいと思いますので、該当する方の退席を
お願いします。

議長 それでは、質疑、それから採決のほうに入らせていただきますのでお願いいたします。

整理番号1番の****の配分について、質疑を求めます。ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決させていただきます。

整理番号1番の****さんの配分について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。

議長 では引き続き、2番の****の配分について質疑のある方、ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決をさせていただきます。

2番の****の配分について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成でございますのでお願いいたします。

議長 では、3番****の配分について質疑がある方、ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決させていただきます。

3番の****の配分について、賛成の方の挙手をお願いをします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成でございますのでお願いいたします。

それでは、次は****のほうに入らせていただきます。

では、4番****の配分について質疑がある方。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決させていただきます。
4番の****の配分に賛成の方の挙手をお願いをします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成です。
引き続き、5番の****。

議長 5番の****の配分について質疑を求めます。ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決させていただきます。
5番の****の配分について、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成でございました。

議長 それでは引き続き、7番の****さんの配分について質問のある方、挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決させていただきます。
7番の****さんの配分について、賛成の方の挙手をお願いをします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。

議長 8番の****さんの質疑がある方、ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 では、ないようですので採決させていただきます。

****さんの配分に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。

続いて、10番の****さんの配分について質疑を求めます。ありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、10番の****さんの配分に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。

それでは、9番の****さんから以下、26番の****さんまでで配分に質疑のある方、挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、採決をさせていただきます。

****さんから****さんまでの配分について、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。賛成なので処理をお願いいたします。

それでは、これで全部終わったな。

議長

それでは、以上で審議を全て終了いたしましたので、その他に入らせていただきます。

事務局のほう、お願いします。

事務局

- ①3月分農業委員報酬について
- ②令和3年度利用意向調査について
- ③農業委員会の最適化活動の推進について

- ④農業委員会だより179号について
- ⑤農業委員への女性登用について
- ⑥令和4年度総会日程について
- ⑦令和4年度産業建設課農林係事業について

議長

では、これで終了させていただきます。ありがとうございました。